

被保険者ということを尊重して、それで扱った例もございすから、そういう受給権が決定されている、それに基ついて年金をもらつていらっしゃる方もおられるわけですから、それを真実の形に戻して、そして年金額を減額する、あるいは既に払つた年金を返還してもらつたということについては、いろいろ法律上の問題があることは委員がおつしやるおりでございす。

○大家敏志君 だからどうするんだという指摘なんです。

○国務大臣(細川律夫君) いや、最低保障年金は比例報酬年金とセットで、これを今提案するべく検討をしていくと、こういうことでもございす。○大家敏志君 これをやるんです、二つともいつまでに。

○国務大臣(細川律夫君) この点については、今社会保障と税の一体改革の中で議論をしていくと、こういうことでもございす。

○大家敏志君 よく分かりませんが、検討中というならば、今回の運用三号の扱いについても検討結果を見てから答えを出したらよかつたんじゃないんですか。

○国務大臣(細川律夫君) この運用三号につきましては、昨年の三月にこの運用三号の大作を決定いたしましたして、そしてその決定に基づいて事務方いろいろな準備をして、そして今年の一月一日から実施をする、こういうことで進めてきたところでございす。

○国務大臣(細川律夫君) 民主党のマニフェストでは、今の年金制度については、国民年金あるいは厚生年金、共済年金、いろいろな年金制度があつて、例えば職を変えたりするといふんなら面倒くさい、あるいは不都合が生じたりしている。特に、国民年金などは……

○大家敏志君 やる気があるかないか。

○国務大臣(細川律夫君) いやいや、ちよつと、御説明をちよつと聞かせていただきたいと思ひます。

そういうこともあつて、民主党は年金の一元化を主張いたしております。そして、比例報酬の年金を基本にいたしまして、収入の少ない人に対し

ては最低の保障年金、これを税金で賄うと、こういう年金制度をマニフェストでも掲げましたので、それをしつかりやつていくということ、今この税と社会保障の一体改革の中でも、これももういう方針で今検討をいたしてるところでございす。

○大家敏志君 三つ質問させてください。最低保障年金はどのようになりますか、最低保障年金。それからもう一つ。

○国務大臣(細川律夫君) いや、最低保障年金は比例報酬年金とセットで、これを今提案するべく検討をしていくと、こういうことでもございす。

○大家敏志君 これをやるんです、二つともいつまでに。

○国務大臣(細川律夫君) この点については、今社会保障と税の一体改革の中で議論をしていくと、こういうことでもございす。

○大家敏志君 よく分かりませんが、検討中というならば、今回の運用三号の扱いについても検討結果を見てから答えを出したらよかつたんじゃないんですか。

○国務大臣(細川律夫君) この運用三号につきましては、昨年の三月にこの運用三号の大作を決定いたしましたして、そしてその決定に基づいて事務方いろいろな準備をして、そして今年の一月一日から実施をする、こういうことで進めてきたところでございす。

しかし、この運用三号については、総務省の方の年金業務監視委員会などでいろいろと御指摘、御批判もございす。また、国会の中でも運用三号について大々的御意見もあつたところでありまして、したがつて、この点については留保ということを決めまして、一歩立ち止まつてこれを考え直す、こういうことになつてしまつて、三月の八日にはこれを抜本的に改革をしていくと、こういう方針を出しまして、運用三号については停止をいたしたところでもございす。

○大家敏志君 もう言つておられることがよく聞き取れませんが、長官大臣の下で事務処理の

がもし導入されたとするならば、追納した人は払い戻しということになるんじゃないでしょうか。そして、少し詰りが戻りますけれども、総務省から法律違反という指摘を受けたときにすぐ対応しなかつた、そのこととてにかく後手後手に回つて話がおかしくなつてきたというふうに思ふんですけれども、とにかく私が聞きたいのは、最低保障年金とこの仕組みが矛盾しないのかと。そして、最低保障年金を二十五年度までには決定すると言つたんです。それを本當にやる気なんですか。

○国務大臣(細川律夫君) 先ほどからも申し上げておりますように、この年金改革につきましては、マニフェストで掲げました比例報酬年金、そして最低保障年金、これが一体となつた一元的な年金改革を今度の税と社会保障の一体改革のところに提案をいたします。

ただ、この民主党が掲げております年金の一元化の制度、これと、そして現に行われている、実施をされておられます年金制度、これについては、新しく一元化した年金制度を実施するとしても、それはすぐに実施というわけにはなかなかないかなるところもありまして、今の今実施している年金制度と並行的に進むと、いろいろございす。それから、今の年金制度について改革をすべきところは、今の年金制度に比べて、いろいろと、こういうところも当然あるわけでもございす。それから、それは私どもの考えている最低保障年金のところ、それが実現するかどうかと今の運用三号とはまた別に考えていかなければいけないというふうに思ひます。

○大家敏志君 彼ら論議を介しても、それは世間でいへば詐欺というんです。はつきりとしてそれはお認めになつた方がいふふうな思ひます。

少し論点を交えますけれども、今回あなたは処分をなされて、トカゲのしっぽを切つて事を進めようと言われてます。私が思う見方を少し話させていただけます。

統一で三号問題は余で解決できると、よつて引継ぎなどには必要ないという考え方が一つ。もう一つは、法改正の必要がある重要な問題であるけれども、しかも引継ぎ事項にする必要があつたが、長官大臣は忘れていた。どちらかたと思ふんです。引継ぎ事項の中に入つていなかつたのは細川大臣はなぜだと思ひますか。

○国務大臣(細川律夫君) 衆議院の方の委員会でも引継ぎ事項に入つていのかどうかということが質問ございす。そのときに、私は引継ぎ事項には入つていなかつた、こういうふうにお答え……

○大家敏志君 なぜだと思ひますかという質問です。

○国務大臣(細川律夫君) これは私が思うには、この運用三号につきましては、昨年の三月二十九日で前大臣の方でこれを大作を決定されたということ、その後は事務的の仕事としてそれが進行していると、こういうことで引継ぎがなされなかつたのではないかと、これはあくまでも私の想像であります。

○委員長(津田弥太郎君) 大家君に申し上げます。委員長の指名を受けてから御発言願ひます。

○大家敏志君 はい、分かりました。

大臣、手紙に答弁を願ひたいと思ひます。まず口頭申し上げて。

どの場合にあつた、大臣は……(発言する者あり) 静かにしろ。どちらの場合にあつた、この状況の中で橋本理事長が処分される理由はどこにあるんですか。報告をし、決定されたことを唱々と進めて、にもかかわらず処分を受けた。どう国民が見た、そのことが理解ができません。御説明願ひます。

後のいつから実施をするかというふうなことで、それについてそれまでの経過も含めて、当然責任者である私の方に報告があつてしかるべきだと。これが報告がないということが処分の理由でございます。

○大家敏志君 どう強弁されても、それには理解ができません。
さきの予算委員会の大臣の答弁で、事務処理の統一を圖つた、それは最初に局長が答弁をされた、その後、同僚官のことも大臣も答弁をされたと思ひます。ならば、その事務処理の統一、まさしくそれを相々で行つただけで処分をされるというのであれば、役所の世界は成り立たないといふふうに思ひます。

私は、根本的な原因は長妻前厚生大臣にあると思つて居るんです。この方が責任を取るべきだと。しかしながら、仕組み上、廻つて処分をすることができないというのであれば、本当にお気の毒ですけれども、現大臣の細川大臣に最も大きな責任があるんじゃないんですか。ただ給料をカットしたと、報酬をカットしたということだけで済ませられるような問題でしょうか。お答えください。

○國務大臣(細川律夫君) この問題につきまして、私自身の全体的な監督責任が行き届かなかつたということについては、これは私の責任でもあるといふふうに考え、私自らも私を処分をしたといふことで、大臣就任以来の給与、そしてそれ以降二か月間の給与も自主返納をさせていただいたところでございます。

私がちつと責任を持つてやらなければならぬといふことは、私はこの運用三号の問題をきちつと解決をしていくと、このことが私に課せられた大きな責任だといふふうに思つております。したがつて、三月の八日には、この問題を法律的に解決をしていくと、そして抜本的な改革案については、その方向性と論点をお示しをさせていただいたところでございます。

今後、これらの改善点を含め、法律的な解決策

としての法案も国会に提案を目標しておりますので、その点については、与野党の皆さんにこの運用三号の問題を是非いい形での解決になるように御協力もいただきたいといふふうに思つております。

○大家敏志君 私は本当に体質的な問題だと思つて居ます。負けを認めない、認めないから反省をしない、反省をしないから進歩がない。私は、現政権の本当に本質的な問題はここにあるといふふうに思つて居ます。

この運用三号の通知によつて何人の方が救済されるか見込まれたんですか。そして、その中でいふろんなパターンがあると思つて居るけれども、国庫負担はどのくらいになると見込まれて居るんですか。

○國務大臣(細川律夫君) この三号被保険者の不整合記録、これを持つ人というのは大体どれくらいの人かかと、この人数についての御質問でございますけれども、現時点では正確な人数は把握できていないところでございます。

これは旧社会保険庁で社会保険オンライン上のデータを活用して実施をいたしました調査によりまして、この三号被保険者でありながら配偶者が一号と、こういう不整合な記録があつたのが百三万件ございました。そういう意味で、この調査をしたときからこの記録がきちつと直される場合もありますし、この百三万の中に入つてこない人たちもおりますので、そういう意味では数十万から百万以上の人数だと、こういうふうになつて居ると思つて居るところでございます。

また、どれくらい財政的なものが必要かと、こういう点については、そういう意味で正確なあれも出ておりませんが、具体的な数字は申し上げられないところでございます。

○大家敏志君 余りにもいいかげんと言わざるを得ません。正確な数字がないという答弁です。大臣は今この通知を撤回をして新しい法律を準備している、出すとごわれて居ますよね。これは

言うまでもなく予算関連の法案になるというふうな思ふんですけれども、大臣はこの法案、新しい法案を提出すると同時に予算の修正する動議を出すといふことではないんですか。

○國務大臣(細川律夫君) 率直に申し上げて、この法案を出すのは今年度には当然間に合わないところでございます。

今国会に出すことを目指しておりますけれども、今年度中にはもちろん出せませんので、予付といふのはもうこの今出されて居る予付のことだといふふうに思ひます。

○大家敏志君 修正する……
○國務大臣(細川律夫君) ええ、それは修正といふことにはならないといふふうに思ひます。

○大家敏志君 いや、どういふ扱いになるんですか。国民の予付、国家の予付、国会で審議を経なければならぬんじゃないんですか、憲法の中で、どういふ措置をとられるつもりなんですか。

○副大臣(大塚耕平君) 大塚議員御下問の件でございますが、まず、過去に事実上運用三号と同じ扱いがされて、いた方々はそういう下で年金財政計算が行われておりますので、その方々についての財政上、そして国庫上の影響は出ません。

そして、今先生御下問の点は、新たに運用三号の対象になられる方々が例えば今年度何十万人も発生したらどうなるかという御下問かと思つて居るけれども、この運用三号の対象となられる方は既に運用三号が廃止になつた場合でも大変年金財政上の影響は大きくないといふふうに思つて居りますので、年金財政上国庫に大きな影響を与えるようなことは無いといふふうに思つて居りますが、基本的には、先ほど前段の御質問ともかわる部分でございますが、これは運用三号の扱いは過去からの経緯もあつて今回この対応になつておりますので野党の皆様方との協議も必要なる事案だと思つて居りますので、しっかりとそういう協議を踏まえた上で最終的な対応を決めさせていただきます。

○大家敏志君 小さいから予付上ではなくて運用

でやれるというのには、僕もそれは流弊だといふふうに思ひますよ。新しい法案を出されるんでしょ。そうしたら、予付がかかわつてくる。幾らだつたら大きくて、幾らだつたら小さくて勝手に運用ができると思つて居るか、僕は全然分りませぬ。前回の予算委員会の質疑でもこのやり取りがあつたといふふうに思つて居ます。

大臣、限られた時間の中で、私が今思うのは、大臣に幾つ方法が残されてないといふふうに思つて居ます。マニフェストおりのことを実現をしてこの三号問題を根底から解決する、それが一つだと思つて居る。一元化をして、最低保障年金を導入して。若しくは新法を出して予付を修正する、これが二つ目だと思つて居る。三つ目は、何にもやらなくてこのまま先送りして、何にもできなかったと言つてあなたに辞任をなさるかだと思ひます。どのような行動を取られるおつもりですか。

○委員長(津田弥太郎君) 時間になつて居りますので手短にお願ひします。

○國務大臣(細川律夫君) 私は、先ほども申し上げましたように、この運用三号の問題は委員も言われるように大変難しい問題です。公平性の問題、それは既に御決定をして年金をもらつたりしている方もいるわけですから、それを元に戻すといふことが果たして妥当かどうか、法的にできるかどうか、大変難しい問題がありますけれども、しかし解決をしなければならぬ問題でございますから、先ほど申し上げて居りますように、抜本的な改善策を法律によつて御提案をして、国会の中で御審議をいただくという方向で今進めて居るところでございます。そのことが私がやらなければならぬ厚生労働大臣としての仕事だといふふうに考えて居ります。

○委員長(津田弥太郎君) 時間になつて居ります。大家敏志君、手短にお願ひします。

○大家敏志君 我が党にも責任がないと思つて居りませぬ。ですからこそ、しっかりとした議論をさせていただきたいと思ひます。

九

先ほど私の発口の中でお願ひしたことを理事会で検討していただきたいというふうに思います。参考人の件です。よろしくお願ひします。

○委員長(津田弥太郎君) たいまの件につきましては後刻理事会において協議をいたします。

○中村博彦君 自民党の中村博彦でございます。東日本大震災、あのつめ跡のあの現状を見ると、本当に私たちが生かされている命に感謝せざるを得ない気持ちになってまいります。どうか大臣におかれては、是非被災復興については全力でお願ひしたい。今、現地からの生の声をお届けいたします。できる限りイエスで返事をいただきたい、簡単に。

特養ホームは、老人福祉施設は、まさに地域の要介護高齢者の生活の場です。そして、地域の住民の避難の場所にもなっています。そして、デイサービス、またホームヘルプ事業は要介護高齢者にとっては欠かせないサービスになっています。しかしながら、どうでしょうか。今なおガソリンが行き届いていないんです。デイサービスの送迎用のバスが走れない。そして、夜中じゅう並んでも五キロメートルぐらいの列が続く。そして、入れてくれるリッターはリッター、十五リッター範囲でしか入れてくれない。これはなぜなんですか。

聞くところによると、緊急通行車両の指定が受けていないんです。宮城県はスムーズに緊急通行車両の優先的給油が可能となるようにされたようなんですけれども、仙台市はなかなかならない。これは、一体、人道的に厚労大臣としてどういうふうにお考えでしょうか、短くお願ひします。

○国務大臣(細川律夫君) 介護施設などの車両について十分なその機能が発揮できない、ガソリンの供給が足りないということ、しかも緊急車両に指定するその県によってまちまちだと、こういうこと、委員の御指摘を受けてまして、そういうことができるだけないように、それは私どもの方でもしっかりとやっていきたいというふうに思います。

○中村博彦君 できましたら、ひとつ仙台市を始

めとして各都道府県、対象都道府県を重点をお願ひしたいと思っております。そして、もちろん人海が、暖房ができません。そして、ガソリンがございませんで職員が通勤できない、そういう状況になっていきます。そして、今施設長さんが一番悩んでいることは、水が足らないから手が洗うに洗えない。もちろん浴槽も動かすことができません。だから、感染症の問題、インフルエンザの問題、ノロウイルスの問題、O157の問題、これが発生したら避難所になつていいる老人福祉施設は壊滅状態になるわけでございます。

そして、どういうわけか分かりませんが、昨日の情報は、仙台市では一般の避難所がもう避難所を閉じるからもう地域へ帰ってくださる、家へ帰ってくださるという動きになってきています。このような状況、本当に御認識でございますでしょうか、そのような避難所を閉めようとする動きは、大臣。

○国務大臣(細川律夫君) 今委員がお話しされました具体的なことについては承知をいたしておりませんが、委員が今おっしゃられたような情報などについても、どうぞ私どもの方にどんな情報をお入れいただきたいというふうに思います。

この未曾有の大災害で大変い方々も苦しんでおられますし、とりわけ、先ほどもお話を申し上げましたように、御高齢の方、介護を要する皆さん方、本当に御苦労もされていると思っております。しっかりとそこに対応していかなければならぬと思っております。是非御協力もよろしくお願ひしたいと思います。

○中村博彦君 地域での老人福祉施設は安心、安全の拠点として今回再評価をいただいておりますが、何とこの介護保険法が今回にかかるといってございませうけれども、御認識をいただいておりますか。平成十六年から平成十八年度には年間一五五千人の整備が進んでございました。しかし、平成二十年には一万人、平成二十二年には

九千八百十五人、整備が減少しているわけであります。何と整備率は七三％にしかすぎないんですよ。

大臣、歴代の大臣が責任といえは責任なんです。四十二万の待機者を解消する、そしてこの地域に安心を送る、地震や津波に安心を送れる施設を造るといふ認識是非お願ひをいたしたい。そして、再三私は申し上げておまして、今、与党の先生方もいつも理解していただいております。空室問題も、どういふか特別介護老人ホームの空室問題も二ツト型オンリーという制度がこの三、四年間続いてきていますよね、大臣。

それで、今回、個室ユニットケアだけのものですから、特に岩手県の大槌町の個室ユニットケアの施設長に聞いたら、泣いておられますよ。個室だから避難の人が入れない。そして、この災害で認知度が上がったというんですね。もう御存じのとおり、認知症の周辺症状、BPSD、徘徊、失禁、暴力、異食行為、その日常生活自立度というので測るんですけれども、何と二が三になつたり、今回のこの大きな災害で本当に認知症の方が軽くなつていない。だから、個室で対応できなくなつておる、委員長、こんな現状であるんですね。だから、一体どうしたらいいんだろうかと。そして余震がある。だから、個室に戻せないから、廊下、廊下、廊下で、個室があるのに廊下で対応する、そんな状況なのでございます。

なぜ、これは反省点、なぜ多床室と個室ユニットケアが柔軟に施設、地域ニーズにこたえる制度にしなかつたのか。どうでしょうか、大臣、大臣、大臣。簡単に、簡単に。

○委員長(津田弥太郎君) じゃ、まず最初に大臣、厚生労働副大臣。

○副大臣(大塚耕平君) 自ら施設を運営しておられる先生でございますので私よりお話しすることと思っておりますが、この数年間のそういう傾向というのは、今突然の御下問ですので、私自身、正しく認識はしております。

ただ、確かに多床室と個室ユニットケア、これはその両方のニーズがあることは事実でございますので、例えば個室ユニットの方ばかりを集める施設というのはそういう意味ではその地域の多床室のニーズにこたえられないということになりますので、仮にこの数年間そういう画一的な施設建設の基準が厚生労働省の運用として行われていたということであれば、それはよく検討し直してみなければいけない点だと思っております。今日御指摘をいただいたことを踏まえて、一度しっかりと自ら検証させていただきたいというふうに思っています。

○委員長(津田弥太郎君) 大臣はいいんですか。○中村博彦君 大臣は結構でございます。今、大塚副大臣と大臣の答弁はこれはもうイコールで間違いないと思っております。是非、混在型という流れの中で、ひとつ今このこの地域のニーズ、そしてこの老人福祉施設の重要さというものをもう一度視点検した上で制度設計、介護保険法の改正に生かしていただきたい、こういうふうに思います。

福島第一原発から三十八キロ、飯館村があるんです。そこにいたってホームというのがあります。屋内退避命令が出ておるんですけど、屋外には出るなど。しかし、水道水もない。避難命令は出ていませんけれども、どうしようかと。そして、いわき市へのこの飯館村のもう一つの施設は大所者も移送しました。バスで移送したものですから、どうですか、本当につらいつらい、亡くなりました。御存じのとおり。

これ、この福島原発から二十キロ、三十キロの枠を越えたとときに、自衛隊の大規模ヘリコプターだとか、この移送のリスク、死、その移送のリスクがあり過ぎますから、どうか何らかの死を招かない移送手段というものを考えていただけませんか。○大臣政務官(岡本充功君) 今先生お尋ねのとおり、介護施設に入所されている方を、いかにその

ただ、確かに多床室と個室ユニットケア、これはその両方のニーズがあることは事実でございますので、例えば個室ユニットの方ばかりを集める施設というのはそういう意味ではその地域の多床室のニーズにこたえられないということになりますので、仮にこの数年間そういう画一的な施設建設の基準が厚生労働省の運用として行われていたということであれば、それはよく検討し直してみなければいけない点だと思っております。今日御指摘をいただいたことを踏まえて、一度しっかりと自ら検証させていただきたいというふうに思っています。

そうした退所した児童を調査するということが
東京都などでは現在しているんですが、なかなか
退所した人の跡を追うというのが難しいというふ
うには聞いております。ただ、退所をして、自立
援助ホームをちゃんとするとか、そうでなく本
当に自立をした子供たちがどうなっているか、必
要だと思しますので、どのように工夫をしたらい
いか、御意見もいただきながら検討をしたいと思
います。

○福島みずほ君 子供たちは、進学の際に一時金
として七万七千円もらっています。でも、それが
今の大学に入るのに十分なお金ではありませんの
で、是非、子ども・子育てビジョンなどにも基
いて、しっかりとつばり子供たちに予算を付けて
くださるようお願いいたします。

―最後に、最後にどうか、三号被保険者の問題
がずっと国会で渡渡前から議論になっておりま
す。これは元々、一号、二号、三号と女性が、男
性もそうですが分けられる。つまり、自分が結婚
した相手の夫が、男性が自営業なのかサラリーマ
ンなのか、自分が働いているかによって一号、二
号、三号と分けられる。

私は、弁護士としては、やっぱり自営業の妻で
無年金になっている人たちもたくさん見てきたわ
けです。ですから、三号被保険者だったら自分で
保険料を払わなくても年金がもらえるように途中
でなつた、ところが一号だともらえない。ところが
が、結婚したら相手が職業を変えることもあるわ
けです。結局、実は根本的な問題、大き過ぎる
問題かもしれません。ですから、誰でもやっぱ
り個人単位で年金がきちっともらえるような仕組
みを長期的にはやっぱりつくっていくことが何か
なかなか解けないこの問題を解決することだと思
います。いかがでしょうか。

○副大臣(小宮山洋子君) おっしゃるとおりだと
思います。
特に、女性がどのようなライフスタイルを取っ
ても公平な形にこうした社会保障の制度をするべ
きだということはずっとずっとまいりましたけれ

ども、今回、運用三号で問題が皆さん注目をして
いただいで、でも元は、今おっしゃったように元
の制度自体がフェアでないということがあります
ので、そういう意味では、これから少子高齢社会
になって、やっぱり女性がM字型カーブでなく働
き続けられることとか、社会的に見ても、その一
人一人の女性たちの生き方から見ても、これは、
この三号の任り方をしっかりと社会保障制度の再
構築の中で見直していくということが必要だと
思っております。

○福島みずほ君 ありがとうございます。終わり
ます。

○委員長(津田弥太郎君) 以上をもちまして、平
成二十三年度一般会計予算、特別会計予算、同
政府関係機関予算中、厚生労働省所管についての
委嘱審査は終了いたしました。

なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、
これを委員長に御一任願いたいと存じます。御
異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(津田弥太郎君) 御異議ないと認め、さ
よう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後寄時、二十三分散会

同じような話なんです、これは善意というわけではないんですが、制度の中で、次の私の資料、陸前高田市で社会福祉法人が施設をつくって、完成までした、ところが津波で流されてしまった。補助金が出るところで、いよいよ申請をしたから、支払われるかどうかという話なんです、報告が県からなされて大変だという話なんです、きょうの新聞に、補助金は支払われるということが出ております。ですから、これが本出かどうかも確かめたいんですけれども、この補助金が、これは愛育会という社会福祉法人の知的障害者のケアホームなんですけれども、どうやら岡と県との話し合いの中で支払われるということが新聞の中では一応書いてあるので、多分そういう方向なんだらうと思います。

これも確認したいんですが、同時に、まだ完成していないもの、こういうものが途中で流されている条件、非常に多いと思うんです。その中には、厚生労働省等々のいろいろな補助制度で動いているものもあると思います。こういうものも含めて、やはり、ある程度できた部分は補助金をお支払いいただかないと、これを建てていた方々は大変な負債の中で苦しみなきゃいけないという話になるわけでありまして、そこに関して、大臣、やはり何らかの助けの手を差し伸べていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでございますでしょうか。

○細川国務大臣 委員の御指摘がございました。社会福祉施設に対する整備費でございますけれども、この執行に当たりましては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、こういうのがございまして、これで規律をされているところでございます。

今御指摘のありました岩手県陸前高田市の社会福祉法人愛育会の知的障害者ケアホーム、これが完成した、建ったけれども津波でやられた、こういうこと。これについては、完成していたということとで補助金をしっかり支払う、こういうことになりました。

それで、御質問は、建設の途中でありまして、途中でも、かかった費用についてはこれもお支払いをする、こういうことで進めていきたいというふうに考えております。

○田村(憲)委員 非常に前向きな御答弁でございますので、いくということですから、していただくというふうにお聞きをさせていただきます。大臣、よろしく御配慮のほどお願いいたします。お願いします。

お聞きしたいことがいっぱいあるんですけれども、今回、一つ、計画的避難区域というような新たな指定をするという話が出てきております。

この中で、今まで、被災地また避難区域等々で、医療、介護保険の自己負担、保険料、また失業給付、こういうものに対して特例を出してきていただいた流れがあります。また一方で、そういうところで失業給付が出ない場合には雇調金というような話もございました。

この計画的避難区域という、一定期間を置いていた中で避難をしていただく区域です。ここにおいては、医療、介護、また障害者自立支援法における自己負担、さらには失業給付、まあ、雇調金はちょっと失業給付と反面に出るところなんですよ。そういうけれども、こちら辺のところの対応はどうされるおつもりですか。

○岡本大臣政務官 計画的避難区域につきましては、これまでの避難指示地域や屋内退避指示地域を取り扱いと同様とさせていただきますというふうに考えております。医療保険、介護保険、雇用保険といった、委員御指摘のこういった保険の特例を適用することとしております。雇調金につきましても、計画的避難区域の指定を受けたことにより事業活動が縮小した場合は、これまでの避難指示地域や屋内退避指示地域における取り扱いと同様とさせていただきますというふうに考えております。

○田村(憲)委員 ということは、今まで雇調金で対応していたところは、雇調金から失業給付の特例に移る場合もあるというふうにごえていいんですか。

○岡本大臣政務官 雇調金は、当然事業主の負担でもあるわけですから、支払いが出てくるわけですから、それに対して、失業給付であれば事業主の直接の支払いはなくて、こちらに切りかえたいというものが出てくることも想定をされることではあります。もちろんそれにも応じていくというところであります。

○田村(憲)委員 ありがとうございます。よくわかりました。

我々もいろいろな要望、提言がありまして、実は、自民党で昨日、第二次提言を出させていたいただいております。もう政府の方には行っているんだらうと思っております。この中に、きょう私が質問でお話しできない、そういう部分もいっぱい入っておりますから、特に大臣、ぜひとも御一読をいただいて、これは災害救助法の担当の省庁でございます。全部一読いただいた上で、いろいろな御理解のもとでこれを取り入れていただければありがたいなというふうに思います。

時間の方も残りわずかになってまいりましたので、質問したいことがいっぱいあったんですけれども、最後に、三号被保険者の話を若干させていただきます。

三号の特別公でいろいろ議論が出てきておりますので、その議論を本日はお聞きしたかったんですが、時間がなかったので、一方的に私の意見等々を申し上げます。

新聞等々で見ると、要は、空期間というものは一つ考えなきゃならぬだろうな。保険料を払っていない方々にも、空期間という形で年金給付のための積立期間には入れていくという考え方が一つの上台としてある。

それからもう一つは、さかのぼって特例納付のような形で保険料を納付できるようにしたらどうだという話が出ておる。私、その中において、特例納付のような形で運用三号の方々に対応するのなら、本来はすべての方々に対してそれをやらなきゃいけないんだらうというふうに思っております。

ます。自民党は、マニフェストの中にもそういうことを再行しております。

といいますが、わからずやっている方々は仕方がないんですが、意図として、わかっていた人もいるわけですよ。気づいていてという方々も中にはおられるわけでありまして。そういう方々のバランスを考えれば、やはりそこは特例納付を全体でやるべきだということに思っております。ぜひとも、そこら辺も含めて、大臣、お考えの中に入れていただきたいというふうに思います。

もう一点、受給者の方々の問題があります。この方々をどうするかという問題がございます。これは我々としては、例のマクロ経済スライドのときに、物価が上がったときにそれを抑えていく、上り方を抑えていくという方法があります。こういうものを使う方法も一つあるのかなというふうに思います。また御参考にしていただきたらいいなというふうに思います。

済みません、時間が来ました。来ているんですけれども、来ましたので、これにて私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○牧委員長 次に、坂口力君。

○坂口(力)委員 どうもおはようございます。きょうは、被傷者等の基に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案についての質疑でございますが、この法案につきましては、私たちが賛成でございます。この法案につきましては、私たちがかなり議論を尽くされてきたことでございます。から、そんなに多くをお聞きすることはございません。二お聞きをして、そして補正予算のことについて少しお聞きをしたいというふうに思っております。

まず最初に、受給者数というのは、平成二十二年の十二月末現在で、二万一千七百四十二人、平均年齢は八十四・七歳だそうでございます。かなり高齢になってお見えになる。八十四、五歳の女性というのは、比較的最近はお元気で、ま

らいにはということで五月末ぐらいに出したいというふうな思いがあたりだつたと私は思つておられますけれども、同時に、野党の皆様方も政府・与党がまず出してというところから出発しようというふうな御意向であるやに伺ひしておりますので、そんなことも含め、また大臣御自身が一つの流れの中で法案として出すということを明確におつしやつてきたこととさせていただきますので、今回に出していただくように重ねて御要請を申し上げておきたいと思ひます。

さて、それで、介護の方に入りますけれども、今回の法案ですけれども、今回の法案は介護サービスの基本強化、また地域包括ケアシステムの実現と、こういったことを一つ大きく掲げられる中で、地域ニーズや課題を踏まえた介護保険事業計画を策定する、また二十四時間対応の巡回サービスをつくる、あわせて、かねてより課題でございました介護療養病床、これを六年間延長する、そして財政安定化基金を取り崩して介護保険料の軽減に活用すると、こういった内容を持った法律であり、もとより私も推進をさせていただきたいと、このように思つておられるところでございます。それで、内容的なことはちよつと後でお伺ひいたしますけれども、それに先立つて介護にかかわる統計についてちよつと御質問し、また意見も申し上げたいと思ひます。

そのこの意味は、いわゆる社会保障負担にかかわること、これは私自身の一つのライフワークでもあると思つておられるところでございますけれども、日本における社会保障負担というのは国民経済計算の計算の過程で出されるわけでございます。

お手元に資料をお配りしております、前長のA3判でちよつと見にくいもので恐縮ですが、これがいわゆる毎年六月、七月に冊子として出される国民経済計算の社会保障負担の明細表でございます、この中に日本の社会保障負担が全て網羅されているということになるわけでございます。

その左側の一番下のところに介護保険、創設が二〇〇〇年、平成十二年からでございますので、一番頂的に後だということ、番下になつていくわけですが、このところの介護保険にかかわる社会保障負担の統計を実は私は七年前になりましようか、前の介護保険法の改正のときに伺ひしましたところ、創設間近だったので社会保障診療報酬支払基金の統計を使うなど、少しまだ未成熟といえますが確立してないところがあつたわけですが、今はいくらも確立されたと思ふんですが、どういった統計を使つて出しているのかについて、簡潔にお示しいただきたいと思ひます。

○政府参考人(豊田欣吾君) 社会保障負担における介護保険料につきましては、六十五歳以上の第一号被保険者が市町村に納める保険料、それと四十歳以上六十五歳未満の第二号被保険者が医療保険組合に納める保険料の二種類に分かれます。

第一号被保険者の保険料につきましては、私どももいたしましては、地方財政年報の市町村の保険料収入を用いて推計しているところでございまして、また、第二号被保険者の保険料につきましては、各医療保険組合の事業報告書を用いて推計しているところでございまして、

○辻泰弘君 そういふことで、十年強経過して、統計的にももう既に確立されたということと理解いたしますけれども、一つ意見として申し上げたいのは、この左の下のところに、ちよつと見にくいんですが、この左の下のところに、ちよつと見にくいんですが、国民年金、国民健康保険及び農業者年金基金については加入者は雇用者ではないが、負担額を便宜上、雇用者の社会負担の欄に計上したと、こうなつていられるわけなんです、すなわち、お勤め人でないけれども、その欄に便宜上計上したと、こういうことになつていられるわけです。

これを介護保険に照らし合わせますと、今お話ししたように、第一号被保険者は六十歳以上の方々ということで、もちろん勤めていらっしゃる方もある程度はあるでしょうけれども、

も、ほとんどは雇用者ではないわけでございます。

そういった意味で、ここに農業者年金基金というの、実は四百億ぐらいのことがここに出てくるわけで、この介護保険の第一号被保険者は一兆三千何百億という、そういったオーダーのことでございまして、ですから、統計的にはやはりこの第一号被保険者の分も、雇用者ではないけれども雇用者の欄に計上したということが入つていなければならないかと、統計的な精緻さを求めるならば、そうであるべきだと思ふんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(豊田欣吾君) おい御指摘のとおり、介護保険の第一号被保険者の中には雇用者でない者が多く含まれていると考えております。したがって、今後、平成二十四年度の国民経済計算年報を作成する際には、たゞいま委員御指摘がございましたことを反映されるような形で注書きをさせていただきますと思つております。

○辻泰弘君 ごめんなさい、今何年報とおっしゃいましたか。

○政府参考人(豊田欣吾君) 平成二十四年度でございます。

○辻泰弘君 あわせて、その一つ上にある基金と、国民年金基金などですけれども、これについて統計を、取り方を考えたということが九三年SNAのときになつたわけですが、これにSNAのときになつたわけですが、これにSNAのときの定義を明確化する、それから、雇用保険三事業というのが私は指摘したんですけれども、実は一番直近の国民経済計算年報には雇用保険三事業というまゝになつていられるわけですが、これは十九年から一事業になつていられるわけで、その点についても訂正をしていただきたいと思つていますが、その点、簡潔にお答えください。

○政府参考人(豊田欣吾君) ただいま二点御指摘をいただきました。国民年金基金、それと厚生年金基金については、六八SNAから九三SNAにかへまして、これを年金基金といった格付しております。この格付といたしまして、九三SNAに基づく体系に移行する過程におきまして、専門家の意見も聴取しつつ改めて検討を行った結果、国民年金基金、厚生年金基金ともに、社会保障基金の要件として出た三つの基準、すなわち社会の大部分をカバーしているかどうか、加入者が法律により強制されているかどうか、積立方式以外の方法で運営されているかどうか、これを全て満たしていないということとされました。したがって、これらについては年金基金といった格付を行っているところでございます。

また、二点目の御質問でございますけれども、雇用保険三事業につきましては、平成十八年度におきまして一つの事業が廃止されておりますので、平成十九年度からは雇用保険二事業として運営されているところでございます。近々刊行予定の平成二十三年版の国民経済計算年報におきましては、平成十八年度までは雇用保険三事業、平成十九年度からは雇用保険二事業に関する保険料が含まれているということが明確になるよう、正確に記述させていただいておられるところでございまして、

○辻泰弘君 一言で言えば、賦課方式になつていられるものが社会保障の制度だと、こういった位置づけになつたということだと思ひます。今後とも取組を求めておきたいと思ひます。

それで、時間が限られておりますので少し早足で行きたいと思ひますけれども、介護保険制度創設、平成十二年四月スタートでございましてけれども、今日まで十一年ぐらいが経過したわけですが、それについての総合的な評価、今後の課題、このことについて、簡潔で結構ですので御答ひいただきたいと思ひます。

○副大臣(大塚耕平君) 最新のデータで利用者の方が三百八十四万人と、制度創設時から一・六倍に増加しております、昨年の国民の皆さんからの御意見を踏まえても、六〇%の方が介護保険制度を評価していただいておりますので、確実に

四からいような形で医療関係の方々も結集されておられるところでございます。私も四月に右巻に行きまして、右巻では、私が出身でございます兵庫県の医療チームが川島医師会長を先頭に取組んでおられる。医師会、薬剤師会、また看護協会の方々もチームを組んで、また別項、歯科医師会の方々も御協力をいただいているところでございまして、まさに金の支払だと保険制度が関係ないところで医療が行われているという、ある意味で医療の原点に立ち返るような、そのような崇高な行為といえますが、そういったものに接する思いがいたしました。

そして同時に、地方公共団体の方々あるいは水道部局の方々が全国から支援に駆け付けられる中に医療関係の方々もおられると、そういうことをつぶさに見るときに、昨年あるいはそれ以前も議論をしておりましたけれども、医療というものがあある面それと同等の公共サービスを構成するものではないかと、昨年夏以降、税制における医療に対する事業税の非課税の問題等々ございまして、小宮山副大臣にも御質問いただいたと理解をしておりますけれども、そのことに突き当たると、まあ直接その方々がおっしゃっていることではございませぬけれども、改めて私は、医療というものの非営利性というものを、公共性というものを改めてこの現地でこの経験も踏まえて認識を深くしたところでございます。

つきましては、概算要求の折に各省の税制改正要望を出されるわけです。昨年その流れで診療報酬についての事業税の非課税ということで省としての要望を出されているわけですが、それが現実的には年末に向けての議論になるわけですが、是非そのことについては、国税という租税特別措置ではなく、本法に値する地方税における本則事項でございまして、これは租税特別措置的なものではございませんので、しっかりと位置付けていただくように、今後とも恒久的に位置付けていただくように、今後とも恒久的に位置付けていただきますが、小宮山副大臣の御所見をお伺いしたい

と思っております。

○副大臣(小宮山洋子君) 委員がおっしゃいますように、今回の震災は、震災直後から医療従事者の精神的で連連な派遣を始め、本場に医療従事者の方々には被災地域の医療の確保のために協力的に取り組んでいただいております。今おっしゃいますように、医療の公共的な役割が被災者の生活支援のためにも本場に重要であるということが改めて認識されたと思っております。

今おっしゃいました社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置につきましては、御紹介があったように、平成二十三年度税制改正大綱で、平成二十二年年度の議論を踏まえつつ、地域医療を確保するために必要な措置について、来年一年間真摯に議論し、結論を導くこととされております。私ももとしましては、この非課税の措置ということ、今は継続されているんですが、おっしゃったように恒久的なものにしたいということで、厚生労働省としては強力にそういう考え方を主張をいたしましたけれども、関係各省との折衝の中でまた今年度一年継続という形になっております。

厚生労働省といたしましては、地域の医療基盤を守るという見地からも、平成二十四年度の税制改正でも引き続き社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置の継続、そしてこれを恒久的なものにできまますように関係省庁に要望をしていきたいと思っておりますので、是非委員を始め皆様の御支援もいただければと思っております。

○辻泰弘君 是非そのお取組でお願いしたいと思っております。

それで、時間がないので簡潔に質問していきたいと思っておりますけれども、もう一点は、いわゆる被災の場ではございまして、外周入医師の方々が医療行為をなさったということで、これについて三月十四日通知を出されて、緊急やむを得ないときはそれはいいんだということで、それはもうそのとおりだと思っております。阪神・淡路大震災のときもそうでございます。

というよりも慢性的なそういった医療が必要である局面で、外務省といえますか、内閣かもしれませんが、海外からチームが来ていただけないかというようなお話をした上で来ていただいているんじゃないかと思うんですけれども、そして今日もホームページでは外務省が報告しているという形になっていまして、すなわち私が言いたいのは、やはり国内における医療行為の責任はやはりまず第一義的には厚生労働省が担うべきじゃないかと、そのように思うわけです。

そして、武力行使法においてはそういった規定がしっかりと位置付けられておまして、どういった場合でどういった地域でやってみようかとか、現地における、本国における資格があるのかどうかチェックするとか、そういう規定まで立法されていくわけでございます。武力攻撃事態対処法でございます。

そういった意味で、私は、災害時における海外の方々からの医療の御支援も受けてしかるべきだと私は思っておりますけれども、やはり平時において立法をしておいて、しっかりとルールの下になされるべきじゃないか。今回のことも、外務省が把握しているけれども厚生労働省は実は必ずしも知らぬという形は、私はやはり本来の形ではないかと思っております。そういった意味で立法も御検討いただきたいと思っております。簡単に御答弁いただきたいと思います。

○副大臣(大塚耕平君) 御指摘のとおり、外務省の方にまず医療支援の請け入りしました関係で、その支援をどう受け止めるかということに関して、他国の医療チームの御協力を受ける場合であっても、医師法等に直接の根拠はないものの刑法第三十五系の正当業務行為に該当し、医師法違反が問われることはないという考え方を提示させていただいたわけですが、今後もやはり災害はない方がいいわけでありまして、しかし起き得る可能性があり、そうした際に、どういった考え方の下で海外のそうした支援を受けさせていただくかということとはしっかりとこれから整理をしていきたいという

ふうに思っております。

○辻泰弘君 よろしくお伺いいたします。

それで、別のことで最後にお聞きしておきたいと思っておりますけれども、いわゆる年金の第三号被保険者の問題でございます。夫の退職時などに年金の変更届をしなければ主婦の年金問題ということになるわけですが、これにつきましましてはいろいろの経緯の中で三月八日に小宮山厚生労働大臣が対応の考え方を示されました。その後、部会での政府内の御議論もございました。それと呼応する形で私どもの民主党内での議論もございました。たところでございます。

その際には、厚生労働大臣がおっしゃった公平性の観点、救済の観点、これを大事にするべき。そして厚労大臣、総務大臣合意の中にある可能な限り正しい状態を追求すると、こういった二つの精神が大前提だと思っております。私もチームの首肯を務めさせていただきましたけれども、一つの方向性を示させていただきましたが、いずれにいたしましても、大臣が法律によって対処するということをおっしゃった経緯がある中でございまして、今国会において立法は分りませんが、やはり今国会において立法して提出をされるということが筋だと思っておりますけれども、その点についての方針をお伺いしたいと思います。

○副大臣(大塚耕平君) 今、社会保障審議会での結論、そして与党の中における御検討の結論等を踏まえて作業中でありまして、取りまともり次第提出をする方向で努力を続けたいと思っております。

なお、先週、総務省の年金業務監視委員会にも改めて出席をさせていただきました。状況を御報告をいたしました。年金業務監視委員会の方でも、ここから先は同様の最高機関である立法府における御議論にお任せしたいというふうな御意思を表明していただきましたので、是非野党の皆様方にも御理解をいただけてどうか国会で成案を得させていただきますというふうな思っております。

ありましたが、保険における扱いについては、確かに今、がんと日I Vと、それとほかについてはちよつと区別が設けられておりますけれども、これについてもこういう視相ゲアチームのトレーニングとともに検討していきたいというふうに思います。

○あべ委員 ありがとうございます。

今回の医療計画の見直し、私はこれから非常に大きく影響すると思いますし、チーム医療のあり方も大きく影響すると思います。特に、政権はいつまで続くかわかりませんが、霞が関の官僚の方々は山々、我々政治家の首に巻き込まれずに頑張っていたらいいと思います。

○牧委員長 次に、鴨下一郎君。

○鴨下委員 おはようございます。順帯をたがえまして申しわけございませんでした。

まず初めに大臣にお伺いしたいんですが、いわゆる主婦年金のてんまつについて、今どういう状況にあるかというようなことについて、前日に教えていただきたいと思っております。

○細川国務大臣 例の第三号被保険者不適合記録問題でございます。

この対応につきましては、社会保険審議会特別部会で御審議をいただいたところでございまして、その報告書が五月二十日に取りまとめられました。その報告書によりまして、不適合期間については空期間とするということ、それから直近の十年間に生じた不適合期間について保険料の特例的な追納を可能とするというような、そんな抜本的改善策の具体的な内容が提言をされております。

そこで、厚生労働省といたしましては、この報告書の提言を踏まえまして、今、関係省庁とも調整をしながら、政府としての抜本的な改革策の案の取りまとめの作業を進めておまして、この取りまとめができた法案を提出したい、こういうふうに考えているところでございます。

○鴨下委員 ということは、最終的には法律として

ていずれのタイミングでか出てくるわけでありまして、片の部長通達、これでこの問題を解決しようとした、このことを申し上げているわけでありまして、この中身については、政府はいろいろな御見解で、どちらというふうなことに、その決断でありまして、それをとやかく言うようなことではないんです。

部長さんがある意味で処分を受けたわけでありまして、政務二役の方々についての責任の所在、こういうようなことについては、私は、やはり国民の権利義務にかかわることについてはきちんと法令で、国会で審議をして決める、こういうふうな意味においては、大臣も法律の専門家でありますから、必ずそういうようなことでの責任問題、こういうふうなこともきちんと決着していただきたいというふうに思っております。

岡本政務官は、何かそういう意味で、何らかの形でその処分をいいますか、受けたというようなことを聞いておりますけれども、政務官、どういふような形だったんでしょうか。

○岡本大臣政務官 今回、年金局に対する監督責任、それから国民の信頼を失墜させたこと等に対する率直な反省から、みずからけじめをつける、こういうことで給与の自主減額をさせていただいております。

○鴨下委員 最終的には大臣の責任はそれなりに免れない、こういうふうには私に思っております。ただ、いろいろな今までの状況というふうなことは我々も随分と寛容に受けとめておりますから、最終的に大臣は何らかの形でいつかは多分おやめになる時期が出てくるんだろうというふうに思います。その退任のときのごあいさつの中で、この問題については遺憾であった、そして、そういうようなことについては責任を感じて、こういうようなことを必ず退任のときにはあいさつの中で入れていただきたいというふうに思います。そういうようなことが、やはり我々は政治家としてきちんといずれのタイミングでか責任をと

る、こういうようなことの方針は必ず示していただきたいと思っております、いかがでございませうか。

○細川国務大臣 この三号通知の問題につきましては、今岡本政務官の方からもお話がありました。私自身も、みずから自分を処分する、こういう意味で大臣の報酬の返納もさせていただいたところでございます。

今鴨下委員が言われますように、いずれのときか私も退任をするということになります。そのときは、間違いないこの三号被保険者問題、不適合記録問題について私の考えを申し上げたいというふうに思っております。

○鴨下委員 ぜひそういうような形で、政治も責任をとるんだ、こういうようなことの方針だけは示して、過去にそういうことがあったんだということだけはきちんと残しておいていただきたい、こういうふうには思います。

それでは、ワクチンについて話をさせていただきます。ワクチンの危険管理体について少し伺います。

例えば、今回は新型インフルエンザ、こういうようなことで、比較的前回の対応は、いろいろとわねましたけれども、うまくいった部分もあるというふうには思います。ただ、未知の疾患、特に感染力が強い、致死性が強い、こういうようなものが出てきたときに、厚生労働省としては、どういふようなタイミングで、何をどういふ順帯にやつていくかということ、非常に重要だということに思っております。

今、例えば国民全体にワクチンを接種していたら、こういうようなスピード感という意味においては、もし感染力の強い疾患が出てきたときに、対応が必ずしも私は十分でないというふうな思っておりますが、いろいろなシミュレーションをしておき必要があると思っております。今現在、厚生労働省がどういふようなことを考えていらっしゃるか、まず内容を伺いたいと思っております。

○岡本大臣政務官 賈括ということですが、私も、未知のウイルスということになりますと、本当に未知ですから、なかなかこの場でこういふことのようなことを明確にお答えができないということはお許しをいただきたいと思っております。

しかしながら、そういういった情報がないかどうかということも、海外での感染症の発生状況、これについてしっかりと情報収集していくということが重要だと思っております。

一方で、未知ではないですが、海外でワクチンが既に承認されているものもあるわけでありまして、特例承認という仕組みもあるわけでありまして、日本で感染症がパンデミックになって、そして海外で既に承認されているワクチンがあるというふうな状況になれば、そういうった制度も一つ視野に入ってくるんだらうというふうに考えております。

○鴨下委員 今、ワクチンの製造のインフラというのはまだまだ十分でないというふうに私は思っております。過去には私は日本のワクチンの製造プロセスというのは鎖回状態だというふうな申し上げていたんですけれども、今岡本政務官がおっしゃったように、例えば、世界の中にあるワクチンを緊急に輸入して、そして特例承認していく、こういうようなことも、つてありますけれども、今、いろいろな技術があります。

例えば、鶏卵でワクチンをつくっていくというふうなこともあるし、細胞培養でつくっていく場合もありますし、それに加えて、アジュバントを入れていくというふうなこともあるし、さらには、いわゆるDNAワクチン、プラスミッドワクチンとわかれていくようなものもますますスピードアップにつくって、例えば、仮に言えば、新しいウイルスのDNAが同定されたときには、いち早くそのプラスミッドワクチンだと何かについては作成が